

「広報久留米及び久留米市公式ホームページ
有料広告掲載募集業務」
に関する条件付一般競争入札参加資格審査申請要領

令和7年1月
久留米市

久留米市が実施する「広報久留米及び久留米市公式ホームページ有料広告掲載募集業務」に関する条件付一般競争入札に参加を希望する方は、次のとおり、競争入札参加資格審査申請書を提出してください。

なお、入札にあたっては、「広報久留米及び久留米市公式ホームページ有料広告掲載募集業務」に関する条件付一般競争入札実施要領及び「広報久留米及び久留米市公式ホームページ有料広告掲載募集業務」に関する仕様書を熟知の上、参加してください。

提出された書類について、記載内容が事実と異なることが判明した場合は、厳正な措置を取りますのでご留意ください。

I 入札要件

1. 入札に参加できる要件

この入札に参加するものは、入札書の提出締切時点で、次に掲げる要件をすべて満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
イ アを除く福岡県内 県税
- (5) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 過去2年間に、広報紙及びホームページ広告その他これに類する広告の取扱業務の実績または本業務を円滑に執行できると認められる事業実績があること。

2. 入札心得

- (1) 落札人は、落札日の翌日から数えて6日以内（期間の満了日が久留米市の休日を定める条例（平成元年久留米市条例第35号）第1条第1項に定める市の休日に当たるときは、当該休日の翌日まで）に、久留米市所定の契約書により契約締結すること。
- (2) 入札者は、消費税及び地方消費税の課税業者・免税業者を問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書（第11号様式）に記載すること。ただし、契約にあつては入札書に記載された金額に、その100分の10に相当する金額を加算した額をもって、契約金額とする。
- (3) 入札方法については郵便入札とする。
- (4) 入札辞退は自由とする。ただし、必ず入札辞退届（第10号様式）の提出をすること。

3. その他

- (1) 久留米市契約事務規則第12条第1項に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札参加者は関係法規を遵守するとともに、入札心得等について充分承知した上で入札に参加すること。
- (3) 落札者が契約までに入札参加要件等を満たさなくなったときは契約締結しない場合がある。
- (4) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。

II 入札資格確認申請

1. 提出書類

以下の書類を番号順に並べて提出のこと。なお、本市の入札参加資格有資格者名簿登載者については、2、4、5の提出書類は提出しなくてよい。郵送の場合、一般書留または簡易書留のいずれかで送付すること。

番号	提出書類	指定用紙	コピーの可否	備考
1	入札参加資格確認申請書	第1号様式	不可	
2	役員等調書及び照会承諾書	第2号様式	不可	
3	暴力団排除に基づく誓約書	第3号様式	不可	
4	登記事項全部証明書		不可	
5	納税等証明書		不可	
6	委任状	第4号様式	不可	支店等に参加手続きの委任を行う場合のみ提出のこと
7	参加資格に係る申立書	第5号様式	不可	
8	使用印鑑届	第6号様式	不可	
9	広告業務取扱実績調書	第7号様式	可	第7号様式と第8号様式はいずれかを提出のこと
10	広告業務調書	第8号様式	可	

2. 提出書類の記入要領

(1) 入札参加資格確認申請書（第1号様式）

申請書の申請者は本社の代表者とし、ここに押印する印鑑は実印を使用すること。なお、久留米市外に本社（本店）を有し、久留米市内の支店・営業所等に入札等に関する権限を委任する場合は、委任状（第4号様式）を提出すること。

(2) 役員等調書及び照会承諾書（第2号様式）

- ① 法人の場合は、登記事項証明書の役員全員（代表者及び監査役を含む）について記載すること。
- ② 個人の場合は、代表者について記載すること。
- ③ 印鑑は実印を使用すること。

(3) 登記事項全部証明書

- ① 法人の場合は、法務局が発行する登記事項証明書を提出すること。
- ② 個人の場合は、本籍地の市町村が発行する身分証明書を提出すること。
※申請日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る。

(4) 納税証明書等

- ① 下表に記載の証明書を提出すること。
- ② 入札・見積・契約締結等の権限を、本社代表者（社長等）から代理人（支店長・営業所長等）に委ねる場合は、その代理人が代表を務める事業所等の所在地の都道府県・市町村税のものを提出すること。
- ③ 証明書等は写し可。ただし、申請日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る。

所在地区分	税区分	納税等証明書		
		税目	法人	個人
市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その3の3）	国税に未納がない証明（納税証明書その3の2）
	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
	久留米国保	国民健康保険	—	

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出)

(5) 使用印鑑届（第6号様式）

- ① 入札・契約等実際に使用する印鑑を押印すること。
- ② 法人で丸印に会社名・代表者（受任者）名が含まれる場合は丸印のみを押印（使用）すること。
- ③ 個人の場合は、会社印（角印）は不要。

(6) 広告業務取扱実績調書・広告業務調書（第7号・8号様式）いずれかを提出

申請日前2年間における業務実績（広報紙及びホームページ広告その他これに類する広告の取扱業務の実績）は第7号様式に、本業務を円滑に執行できると認められる事業の内容は第8号様式に記載する